



巻頭言

「保育カウンセラー」制度の 実現を期待する

柴崎 正行

どのような制度か

平成十七年一月二十八日に中央教育審議会から「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について—子どもの最善の利益のために幼児教育を考える—」という答申がなされました。ここにはこの数年の間に予定されている幼稚園教育要領の改訂の柱、および今後に求められる幼児教育制度の改革の方向性が示されています。

この答申の中に、「保育カウンセラー」という制度が提案されました。その位置づけは、幼稚園が特別な支援を必要とする幼児に対する教員等へのアドバイス、子育てに不安を抱



える保護者へのカウンセリングなどが必要な場合に、この保育カウンセラーを活用できるよう、地方公共団体等が方策を講じるというものです。これは今までの幼稚園にはない新たな制度ということができます。

ではこの答申において、この保育カウンセラーとしてはどのような人材の活用が想定されているのでしょうか。この保育カウンセラー制度は、答申の中の地域の人材等の活用という部分で提言されていることから、地域にそうしたアドバイスやカウンセリングのできる人材がいる場合には、その人を地域の各幼稚園からの要請に応じて派遣して対応する制度というように考えられます。

保育カウンセラーとして期待されている人材とは

この人材を考える参考資料として、文部科学省が実施している「幼稚園における子育て支援活動総合推進事業」に関する各地域の報告書を読んでいくと、大学の幼児教育や発達心理学の専門家や臨床心理士等を子育てカウンセラーとして派遣している区市町村をいつも見出すことができます。これは、家庭や地域を対象とした子育て支援制度として実施されているものであり、必ずしも保育制度そのものを対象にしたものではありませんが、大学の専門家や臨床心理士等が人材として活用される可能性を示唆しています。

同様に文部科学省が実施している「幼児教育支援センター事業」を実施している地域の



事業計画書を読むと、保育カウンセラーとしては大学の幼児教育や発達心理学の専門家や元幼稚園教諭で現在は園長となつている人などが選定されています。こちらの相談内容は各幼稚園や保育所の園児たちに対する発達相談や保護者の子育て相談などが考えられるようです。

これらのことから、保育カウンセラー制度が実現しても、その人材としては①大学の保育や幼児教育、発達心理学等の専門家、②臨床心理士や臨床発達心理士などの有資格者、③保育経験のある園長等の管理職、が活用されると予想されます。

幼稚園教諭や保育士も登用される道を

保育カウンセラーは、特別支援を必要とする幼児の保育に対するアドバイスと、子育て不安を抱えた親へのカウンセリングという二つの役割を担うことになります。幼稚園や保育所においてこの役割を果たしていくためには、少なくとも次の四つの資質について専門的に精通していることが必要であると思われます。

- (1)乳幼児の発達や障害について理解していること
- (2)障害児保育の実践に参加しケースワークの経験を有していること
- (3)乳幼児の発達相談の経験を有していること
- (4)幼稚園や保育所における保育実践について理解していること



これらの四つの資質からみていくと、臨床発達心理士や臨床心理士を活用する場合は、(1)と(3)については条件を満たしていますが、(2)と(4)については必ずしも条件に合うとは限りません。その一方で幼稚園や保育所において経験を積んだ保育者であれば、(2)と(4)の条件を満たしている人もいます。保育カンウセラーとして保育経験のある園長の中で、乳幼児の発達やカウンセリングの研修を重ねてきた人が選ばれているという事実もあります。

これらのことからも、幼稚園教諭や保育士が発達や障害、ケースワークやカウンセリングの研修を積むことによって、保育カンウセラーとして活躍できる可能性があるといえます。具体的には、保育者が社会人として大学院に入りこうした科目を履修することや、保育関係の学会や保育諸団体が提携してこうした科目の研修を行うことなどによって、保育カンウセラーとしての資格を認定するような仕組みも可能になると思われます。こうした仕組みがあれば、条件を満たしていない臨床発達心理士や臨床心理士の人たちも、こうした認定講習科目から保育実践や障害児保育に関する研修を履修することで、同じように保育カンウセラーとしての資格を認定されることが可能になります。こうした専門家になりたいと思っている保育者に、夢を実現する道を拓くとともに、臨床心理士にも保育実践についての理解を深め保育現場と連携していく道を拓くこともできるのです。

(大妻女子大学)